

事前協議申請

① 対象行為

届出（通知）対象行為のうち下記に該当するもの

- ・ 1ha以上の開発行為等
- ・ 延べ面積3,000㎡以上の建築行為
- ・ 50戸を超える集合住宅に係る建築行為
- ・ 景観形成誘導地区内の届出対象行為
- ・ その他市長が必要と認めた大規模な土地に係る開発等

② 申請時期

届出（通知）の30日以上前であつ設計が容易に変更できる時期まで

③ 必要書類

●建築物の建築等

- ☐ 第4号様式の2（事前協議申出書）
- ☐ 委任状（代理人を立てる場合）（書式は任意、事業主、代理者の押印は必須ではありません）
- ☐ 敷地の位置及び周辺の状況を表示した付近見取図
- ☐ 周辺状況写真
- ☐ 配置図（1階平面図、外構計画、敷地内通路等の概略がわかるもの）
- ☐ 計画概要書（建築物の規模、用途等がわかるもの）
- ☐ チェックリスト（適合状況説明書）下記の2つの添付が必要です。
 - ・ 町田市全域の共通基準のチェックリスト
 - ・ 各ゾーンまたは誘導地区のチェックリスト

●その他の行為

- ☐ 第4号様式の2（事前協議申出書）
- ☐ 委任状（代理人を立てる場合）（書式は任意、事業主、代理者の押印は必須ではありません）
- ☐ 当該行為を行う位置及び周辺の状況を表示した付近見取図
- ☐ 周辺状況写真
- ☐ 配置図
- ☐ 設計図又は造成計画図
- ☐ チェックリスト（適合状況説明書）下記の2つの添付が必要です。
 - ・ 町田市全域の共通基準のチェックリスト
 - ・ 各ゾーンまたは誘導地区のチェックリスト

④ 事前協議の流れ

